

元祖大師法然上人御法語

譬えば重き石を船に載せつれば沈む事  
なく万里の海を渡るがごとし 罪業の  
重き事は石のごとくなれども本願の船  
に乗りぬれば生死の海に沈む事なく必  
ず往生するなり ゆめゆめ我が身の罪  
業によりて本願の不思議を疑わせ給う  
べからずこれを他力の往生とは申すな  
り 上人播磨の信寂房に  
仰せられけるはここに宣旨の二つ侍る  
を取り違えて鎮西の宣旨をば坂東へ下  
し坂東の宣旨を鎮西へ下したらんには  
人用いてんやと宣うに信寂房しばらく  
案じて宣旨にても候え取り違えたらん  
をばいかか用い侍るべきと申しければ  
御房は道理を知れる人かな やがてさ  
が帝王の宣旨とは釈迦の遺教なり宣旨  
二つありというは正像末の三時の教え  
なり

為

令和 年 月 日

淨写